

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金実施要領

制 定 平成21年3月31日付第200800200620号鳥取県農林水産部長通知

最終改正 令和4年3月28日付第202100303961号通知

第1 趣旨

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金（以下「本交付金」という。）の実施については、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号。以下「本交付金交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 本交付金の対象

1 本交付金交付規則第2条第1項第3号に規定する知事が別に定める場合とは、次の場合とする。

（1）本交付金交付規則別表1及び2の事業を実施する場合であって、次に掲げる者が受益者となる場合

ア 担い手農業者又は認定農業者

イ 新規就農者

ウ ア及びイを除き、市町村が特に認める意欲的な農林業者（災害復旧を行い営農を続ける者を含む。）

（2）本交付金交付規則別表3の事業を実施する場合であって、次のすべての要件を満たす場合

ア 農業用施設（旧農業用施設含む）であること

イ 当該施設が、人命、人家、公共施設、農地、農業用施設等に被害を及ぼす恐れがあること

2 本交付金交付規則第2条第2項に規定する対象経費（以下単に「対象経費」という。）には、次に掲げるものを含む。

（1）本交付金で実施する工事に係る測量試験費（換地費も含む。）及び用地買収・補償費

（2）農林道や農業用排水路等の整備等に係る原材料支給及び施工機械等の借上料（リース料）

（3）本交付金で実施する農林道及び農業用排水路等の工事と一体的に行われる草刈、伐採及び排土（浚渫を含む。）に要する経費

（4）農業用排水路等において、防災上必要な機械作業による排土（浚渫を含む。）に要する経費

（5）本交付金で実施する工事等において、特殊技術や特殊技能及び資格・免許が必要な作業等に要する人件費

（6）国庫補助事業採択前に実施する予備調査に係る測量試験費

（7）ほ場への進入路拡幅、農道すみ切り、待避所設置等で、農作業時等の安全対策に資するための整備に要する経費

（8）その他知事が特に必要と認めるもの

3 本交付金交付規則第2条第2項第2号に規定する知事が別に定めるものとは次に掲げる経

費とする。

(1) 人件費（第2の2の(4)に規定する人件費を除く。）

(2) 農業用施設（農業用ハウス）の新設、改良及び補修に要する経費

(3) 農業用機械（トラクター、田植機、コンバイン等）の購入及び補修に要する経費

4 本交付金交付規則第5条第2項に規定する災害復旧交付額を活用する場合の対象経費は、農地・農業用施設及び林道（林業専用道（規格相当）及び森林作業道を除く）の災害（次に掲げる要件を全て満たすものに限る。）に係る、復旧工事（排土を含む。）に要する経費（応急工事費、原材料購入費及び施工機械等の借上料（リース料）を含む。）及び測量試験費（国庫補助要件を満たすものは除き、災害復旧工事を実施するものに限る。）とする。

(1) 被災の当時における最大24時間雨量が80ミリメートル以上または時間雨量が20ミリメートル以上の豪雨、地震、最大風速（10分間平均風速の最大値）15m/s以上の暴風又はその他異常な天然現象として認められるもの（地すべり、雪害、雷等）

(2) 当該年度の前年度の3月1日（所長が特に認める場合にあっては、所長が別に定める日）以降に発生したもの

5 対象事業を実施する者は、当該事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

第3 市町村負担割合

本交付金は、本交付金交付規則第3条の規定のとおりとするが、市町村負担割合については、本交付金の目的を十分考慮し、極力農林業者負担の軽減に努めるものとする。

第4 市町村交付金時負担率

本交付金交付規則第3条(2)の市町村交付金時負担率（以下単に「負担率」という。）で、同一対象事業で異なった負担率を適用していた場合は、それぞれ異なる負担率とする。

第5 年度事業実施予定調書

1 本交付金交付規則第6条に基づく年度事業実施予定調書を提出する場合において、当該年度の事業実施箇所が把握可能な図面（位置図等）を添付するものとする。

2 備考の欄には、各事業の項目ごとに受益者の数を記入すること。

第6 交付決定通知

本交付金交付規則第8条第3項又は第10条第3項に基づく本交付金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。

第7 概算払請求

1 本交付金交付規則第13条第1項に基づく概算払請求の申出は、本交付金の支払いを受けようとする年度の12月10日までに行わなければならない。

2 前項の申出は、様式第2号によるものとする。

第8 交付不要額の通知

本交付金交付規則第11条第2項に基づく本交付金の交付不要額の通知は、様式第3号によるものとする。

第9 検査

本交付金交付規則第15条に基づく検査時において、交付決定市町村は様式第4号による調書を提出しなければならない。

第10 市町村以外の者への助成の条件

1 市町村は、市町村以外の者へ経費を助成するときは、その助成を受ける者に対し、本交付金交付規則第18条及び第19条の規定中「実施市町村」を「市町村から助成を受ける者」に、「所長」を「市町村長」に、「知事が別に定める期間」を「知事の承認を得た期間」にそれぞれ読み替えた内容の条件を付さなければならない。

2 市町村は、前項の規定により付した条件に基づき、財産処分に係る収入の全部又は一部に相当する額を納付させたときは、そのうち県費相当分を県に納付しなければならない。

第11 提出書類の部数

鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）、本交付金交付規則及び本要領の規定により市町村が総合事務所又は農林事務所へ提出する書類は1部とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月25日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月7日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 7 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 18 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 25 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 28 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

（ 番 号 ）
平成 年 月 日

様

職氏名

年度しっかり守る農林基盤交付金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書で申請のあった 年度鳥取県しっかり守る農林基盤交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号。以下「本交付金交付規則」という。）第8条第1項^{注1}の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、本交付金交付規則第8条第3項^{注1}の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業は「鳥取県しっかり守る農林基盤交付金〇〇市町村（市町村名）」とし、その内容は・・・とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額^{注2} 金 円
(2) 交付決定額^{注2} 金 円

かっこ書きは、変更前の金額とする。

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額に本交付金交付規則第3条に定める率を乗じて得た額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、本交付金交付規則及び鳥取県補助金等交付規則の規定に従わなければならない。

5 受益地の転用に伴う交付金の返還（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業を実

施する場合)

本交付金に係るものの受益地の全部又は一部が当該事業につき工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等の理由により知事が別に定める場合を除き、交付金のうち、以下に示す交付金の返還額の算定方法により算出した額（知事がこれより少ない額を定めたときは、その定めた額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

事業名	地区名	交付金返還額の算定方法
しっかり 守る農林 基盤交付 金	〇〇地区	(記入例1) $A \times C / B$ (記入例2) 〇〇〇〇円 (10a) $\times C$ (記入例3) (△△地域) 又は (田) △△△円 (10a) $\times C$ (□□地域) 又は (畑) □□□円 (10a) $\times C$

- (注) 1 Aは返還対象交付金の総額
2 Bは受益地の総面積
3 Cは転用受益地の面積

6 受益地の開田等に伴う交付金の返還（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する区画整理を実施する場合）

本交付金に係るものの受益地の全部又は一部が当該事業につき、工事が完了した日の属する年度の翌年度から起算して8年以内に当該事業により区画形質が変更され、又は造成された畑が開田（受益地外の開田された土地に対して用水を使用させる場合を含む。）された場合には、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除き、前項の交付金返還額の算定方法により算定される額（受益地外へ用水を使用した場合にあっては、当該かんがい施設につき交付された交付金の額を受益地の面積で除して得た額に使用したものの面積を乗じて得た金額）に相当する部分を県に返還しなければならない。

注1 本交付金交付規則第10条第3項による通知において、下線部分の「第8条第1項」を「第10条第1項」に、「第8条第3項」を「第10条第3項」にそれぞれ読み替えるものとする。

注2 本交付金第10条第3項による通知において、算定基準額及び交付決定額は、変更前の金額をカッコ書で上段に記載すること。

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

__年度鳥取県しっかり守る農林基盤交付金概算払請求書

__年度しっかり守る農林基盤交付金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

(__年12月末日)

最低保証額 事業種別	事業費	工種 別負 担率	内 訳			出来高 (予定 出来高)	請求額	残額	備考
			県交付額	市町村費	その他				
	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	
計	千円		千円	千円	千円	%	千円	千円	

- 注1 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。
- 2 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。
- 3 必要に応じて、現場状況写真を添付すること。

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名

__年度しっかり守る農林基盤交付金の交付不要額について（通知）

年 月 日付第 号による交付決定の通知があった 年度しっかり守る農林基盤交付金について、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）第11条第2項の規定に基づき、下記理由により交付不要額を通知します。

記

1 交付不要理由

2 交付不要額

交付決定額	円
変更後の額	円
差 額	円

3 対象事業の内容及び事業費

（単位：

円）

事業種別	数量	事業費	工種別 負担率	内訳			備 考
				県交付金	市町村費	その他	
合 計							

注1 変更前の事業費等を、（）書きで上段に記載すること。

2 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。

3 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

事業実績調書

1 請負及び竣工検査調書

事業種別	地区名	施工箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名又は名称	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方法	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		
					円	円						

注1 請負契約書に基づき1契約ごとに記載すること。

2 請負金額に変更のあったときは、設計金額欄及び請負金額欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載、当初の設計金額及びこれに対する請負金額をカッコ書で上段に記載すること。

3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。

4 構造又は工法の欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う工法を記載すること。

5 竣工検査の欄には、市町村が行った検査について記載すること。

2 用地買収費及び補償費調書

事業種別	地区名	地目及び補償物件（又は権利）	数量	金額	備考
				円	
合計					

注 用地買収費、補償費ごとに金額の合計を記載すること。